

基本的対処方針が変更されることを踏まえ、基本的対処方針に基づく感染防止策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和4年5月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです（別紙1及び別紙2参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年5月23日変更）

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

#### 【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）  
担当者：八重樫、武内、栗栖、中西、上田、佐藤、倉本

TEL : 03-6257-1309

MAIL : [g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp](mailto:g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp)